職務執行命令訴訟制度の変遷

1 地方自治法制定当初:弾劾制度

内務大臣※は、都道府県知事が著しく不適任であると認めるときは、法律の定めるところにより、法律で定める弾劾裁判所にその罷免の訴追をすることができる(昭和22年制定当時の地方自治法§146②)。

- → 実際には、弾劾裁判所について規定する法律が定められなかったことから、この制度は一度も適用されてない。
- → わざわざ弾劾裁判所のような特別の機関を設けて地方公共団体の長を弾劾し、罷免するという煩雑な方法をとらず、実質的な手段を用いるべきではないかなどの考え方から、制定後まもなく(昭和23年1月)、2 職務執行命令訴訟制度(H3改正前)に改正されたところ。

2 職務執行命令訴訟制度(H3改正前) 3 職務執行命令訴訟制度(H3改正後) 知事の機関委任事務の管理執行の違 知事の機関委任事務の管理執行の違 法、怠慢 法、怠慢 そのうち、放置することにより著しく 主務大臣の職務執行命令 公益を害することが明らかであるとき 主務大臣から職務執行命令訴訟の提起 主務大臣の勧告 職務執行命令の裁判 主務大臣の職務執行命令 H 3 改正 主務大臣から命令違反確認訴訟提起 主務大臣から職務執行命令訴訟の提起 命令違反確認の裁判 職務執行命令の裁判 主務大臣に ◄ 知事の罷免権 よる代行 消滅訴訟提起 主務大臣による代行 ※H3改正により、内閣総理大臣の知事罷免が廃止された。 内閣総理大臣の知事罷免 【平成3年に改正が行われた理由】 ① 現実として立法時に想定された迅速な処理が期待し難 知事の罷免不服訴訟提起 く、緊急な処理を必要とする場合に制度として動かない。 ② 罷免は公選による長の身分を奪う措置であり適当では

4 現行の代執行制度(分権一括法による改正後)

職務執行命令訴訟制度とほぼ同様の要件及び手続の制度として代執行制度が設けられている。(代執行制度の手続は別添の資料を参照)

ない。

包括的な指揮監督権、是正措置要求に係る規定

〇地方分権一括法前の地方自治法

※包括的な指揮監督権

- 第百五十条 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通 地方公共団体の長は、都道府県にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府県知事及 び主務大臣の指揮監督を受ける。
- 第百五十一条 都道府県知事は、その管理に属する行政庁又は市町村長の権限に属する国 又は当該都道府県の事務につき、その処分が成規に違反し、又は権限を犯すと認めると きは、その処分を取り消し、又は停止することができる。
- ② 市町村長は、前項の例により、その管理に属する行政庁の処分を取り消し、又は停止することができる。

※是正措置要求

- 第二百四十六条の二 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つていると認めるときも、また、同様とする。
- ② 内閣総理大臣の前項の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事をして行わせるものとする。但し、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行うことができる。
- ③ 市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議があるときは、その措置があった日から二十一日以内に内閣総理大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、内閣総理大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由を附けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。
- ④ 内閣総理大臣が自ら第一項の規定による措置を行う場合にあつては、当該措置は、当該事務を担任する主務大臣の請求に基いて行うものとする。

地方自治法における代執行

 \Rightarrow

【①改善勧告】

(245条の8(1))

〔主体〕 各大臣

〔要件〕

- ・法令の規定、各大臣 の処分に違反する場
- ・事務の管理・執行を 怠る場合
- ・他の方法によって是 正を図ることが困難 かつ放置することに より著しく公益を害 することが明らかで あるとき

[その他]

- ・文書によって
- ・期限を定めて

【②指示】

(245条の8②)

[主体] 各大臣

 \Rightarrow

〔要件〕

・期限内に勧告 に係る事項を 行わないとき

[その他]

- ・文書によって
- ・期限を定めて

【③高裁への命令請求】

(245条の83)

(主体) 各大臣

〔要件〕

・期限内に指示 に係る事項を 行わないとき

[その他]

訴えをもって 請求

【(4)高裁からの命令裁判】

 \Rightarrow

(245条の8億)

 \Rightarrow

[客体] 都道府県知事 【⑤代執行】

(245条の88)

〔主体〕 各大臣 (都道府県知事に 代わって実施)

〔要件〕

・期限内に命令裁 判に係る事項を 行わないとき

[その他]

・代執行の日時、 場所、方法をあ らかじめ通知

- 提訴後、直ちに都道府県知事に通告
- ・通告をした日時、場所、方法を高裁に通知
- ※ 対象は法定受託事務のみ、手続は文書で
- ※ 市町村に対しては、都道府県知事が代執行を実施(245条の8位による準用・読替)